

指定給水装置工事事業者の指定の更新について

令和4年5月31日

水道法の改正に伴う指定給水装置工事事業者の指定の更新制度の導入について

- ・指定の有効期間が、無期限から5年間ごとの更新制に変わりました。

平成30年12月12日に「水道法の一部を改正する法律」が公布され、水道法第25条の3の2に、指定給水装置工事事業者の効力は、5年ごとに更新を受けなければ失効する旨が新たに規定されました。

改正水道法は令和元年10月1日に施行され、以後日高町の指定を受けた指定給水装置工事事業者の方及びすでに指定を受けている事業者の方は、指定の有効期間が経過する前に更新の手続きを行っていただく必要があります。日高町にて指定を受けている更新の対象の事業者は下記のとおりです。

指定を受けた日付	有効期限	指定番号
平成29年8月1日以降～	平成29年8月1日～令和4年7月31日	29-1 ~ 29-32、1-33

日高町における更新の手続きは、更新時期が近付いてきた指定給水装置工事事業者の皆様に対して個別に通知致します。

なお、名称や住所の変更を届けていなかった等により、通知が不着となった場合。再通知や電話での連絡といった特別な対応は致しませんのでご注意ください。

また、更新の手続きの方法や申請書類の提出時期等につきましては、水道事業者ごとに異なりますので、他市町村から指定を受けている場合は、指定をした水道事業者にご確認をお願いします。

指定の更新申請をするときは

- ・指定の更新の基準は、新規指定時と同様です。
- ・更新の申請の時期は、有効期限が近づいてきた方に個別に通知します。
- ・更新の申請をせず有効期間が経過すると、指定の効力は失効します。

指定の基準

1. 事業者ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。
2. 厚生労働省令で定める次の機械器具を有する者であること。
 - 一 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
 - 二 やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
 - 三 トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
 - 四 水圧テストポンプ
3. 指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

提出書類

- ・ 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・ 機械器具調書
- ・ 誓約書
- ・ 住民票（個人の申請の場合）（発行から三ヶ月以内）
- ・ 登記事項証明書（法人の申請の場合）（発行から三ヶ月以内）
- ・ 定款の写し（法人の申請の場合）
- ・ 給水装置工事主任技術者免状の写し
- ・ 指定給水装置事業者証（原本）
- ・ 申請手数料 : 10,000円

（申請書を窓口へご持参される方は申請の際にお支払いください）

（申請書をご郵送される方は納付書を後日お送りいたしますので下記連絡先までご連絡ください。）

又、納付書で申請手数料を納付したときの領収書のコピーを申請書郵送の際に同封してください。）

提出方法

日高町ホームページより申請書類ダウンロードし、必要事項を記入し下記の宛先まで郵送かご持参下さい。

※ダウンロード方法は別紙参照

あて先 : 〒055-0006 北海道沙流郡日高町富川南1丁目9番1号
日高町役場 水・くらしサービスセンター

提出方法

令和4年7月15日（金） までに提出をお願いいたします。

指定に関する各種変更手続きについて

変更が漏れていると、更新ができません。変更手続きをお願いします。

各種変更届出の提出は変更年月日から30日以内となっています。（期限内に届出がない場合は、書面により理由書を提出していただくことになります。）変更の届出をしていなかった場合、指定の更新ができません。また、変更の届出をしない場合、指定を取り消す場合があります。届出漏れのないようにご注意ください。

お問合せ先
日高町水・くらしサービスセンター
上下水道グループ
TEL : 01456-2-1334
FAX : 01456-2-2201